

楽しい国、日本の実現に向けて

2018年 1月18日

ニューポート法律事務所

弁護士 齋 藤 貴 弘

風営法改正からの流れ

Before: 夜12時以降の遊興（ダンス含め）の禁止
After : 夜12時以降は許可があれば遊興可能

2016年6月

改正風営法施行 : 深夜12時以降の飲食店での遊興（ダンス含む）が適法に
（ただし営業許可取得が必要）

規制緩和



2017年4月

ナイトタイムエコノミー議連発足
・計8回のヒアリング（事例紹介、課題抽出、政策検討）



2017年12月

ナイトタイムエコノミー議連中間提言

産業推進

時間市場創出推進議員連盟（ナイトタイムエコノミー議連）

- 顧問 : 二階 俊博、林 幹雄、江崎 鉄磨、山東 昭子
会長 : 河村 建夫
会長代行 : 鶴保 庸介
副会長 : 櫻田 義孝、平井 たくや、吉川 貴盛、
松島 みどり、武田 良太、平 将明、
大塚 高司、伊東 良孝、愛知 治郎
幹事 : 中山 泰秀、左藤 章、宮内 秀樹
池田 佳隆、佐々木 紀、白須賀 貴樹、
長谷川 岳、豊田 俊郎、三宅 伸吾、朝日健太郎
事務局長 : 秋元 司
事務局次長 : うえの 賢一郎、小倉 将信、吉川 ゆうみ

関係行政機関

国交省、観光庁、経産省、内閣府、文化庁、警察庁

アドバイザーボードメンバー

観光

松山 良一（日本政府観光局 理事長）
久保 成人（日本観光振興協会 理事長）
金山 淳吾（渋谷区観光協会 会長）
Zeebra（DJ 渋谷区観光大使・ナイトアンバサダー）

不動産

内田 要（不動産協会）
河野 雄一郎（森ビル株式会社）

メディア

伏谷 博之（タイムアウト東京）
河瀬 大介（Club TV）

各種事業者

平澤 創（フード&エンターテインメント協会）
近藤 正司（ライブハウスコミッション）
関口朋紀（日本ナイトクラブ協会）
矢口 健一（バグース）

コンテンツ

中川 悠介（アソビシステム）
齋藤 精一（ライゾマティクス）

交通

梶原 景博（日本バス協会）

音楽業界

浅川 真次（日本音楽制作者連盟）
渡辺 ミキ（日本音楽事業者協会）

コンサルタント等

齋藤 貴弘（ニューポート法律事務所）
吉崎 達彦（双日総合研究所）
島原 万丈（HOME'S総研）
梅澤 高明（A.T. カーニー日本法人）

ナイトタイムエコノミー議連 中間提言

自民党時間市場創出推進議連（ナイトタイムエコノミー議連）は、アドバイザリーボード会議メンバーと共にこれまで8回会議を重ねてきた。

そこでは、**観光立国**を推進する上で、多くの**訪日外国人**観光客より指摘される点として、日本の「夜」はつまらない（**エンターテイメント**が弱い）という事である。

事実、観光客における夜のコト消費割合は、日本約**1%**、米国約10%、フランス・ドイツ約8%となり数字でも表れている。

しかしながら、我が国は**風営法改正**以来、遊興（ナイトクラブ、エンターテイメント等）は、午前5時まで営業できる国となり、夜間の時間創出の環境は整いつつある。

よって、夜に対する**負のイメージ**を払拭する為の環境整備、**昼と夜が同じ**ように行動できる環境づくり、**五感**に訴える街づくり等、ナイトタイム**エコノミー**及び**カルチャー**の活性化を図り夜間が持つポテンシャルを引き上げ、夜間GDPを上げるため以下課題と提言を行う。

ナイトタイムエコノミーの定義

| 日没から日の出までの時間を示すが、昼と夜が同じ行動がとれる環境を目指す。

| ベニュー：
文化コンテンツ、エンターテインメント、スポーツ、ショッピング等を体験できる場。

例として

ライブハウス、クラブ

飲食店、スポーツバー

ゲームセンター、eスポーツ

歴史資産

劇場、映画館、美術館・博物館

スポーツ、フィットネス

ショッピング、ビューティサロン、スパ

公園、競技場、道路、港湾など

| 地域：日本全国

初期段階ではエリアを絞った実証実験的な取り組みが必要

| ターゲット：国民・外国人全て（女性、高齢者、外国人、障がい者などを含む）

コンセプト

- | 「多様性」が最も重要な価値観、競争力の源泉
 - | ベニュー（規模）の多様性（現状：大箱のみ）
 - | コンテンツの多様性（現状：ナイトクラブのみ）
 - | エリアの多様性（現状：大都市の大規模繁華街のみ）
 - | 時間帯の多様性

- | 文化・飲食・スポーツなど様々な要素の掛け合わせ

- | ネーミング：「24h Japan」「24h Tokyo」・・・など

提言

1. コンテンツの拡充
2. 場の整備
3. 交通アクセス
4. 安心安全の確保
5. プロモーション
6. 推進の仕組み
7. 推進の時間軸
(政策 K P I)

コンテンツの拡充

- | 文化施設の開館時間延長をし、カフェ・バーの併設を行い価値を高める
- | 日本らしいコンテンツ：花火、屋形船、伝統文化等
- | ロングラン公演のコンテンツの充実
- | 夜の景観（ライトアップなど）を利活用する
- | **デジタルターツ・シミュレーションゴルフ**について、これらのゲーム機が**通常のダーツやゴルフの代わり**として楽しまれていることを踏まえ、風俗上の問題が生じないよう配慮しつつ、深夜でもより多くの人を楽しめるよう風営法上の取り扱いについて検討する

Ex.Heart(ibiza)

リゾート型ナイトエンターテインメント。

エル・ブリのアドリア兄弟とシルク・ドゥ・ソレイユの創始者ギー・ラリベルテがコラボレーションするエンターテインメント・レストラン。

ショーと食事が終わった深夜帯はクラブ営業に。アートも多数展示。

| ユニークベニユーの活用

| 仮設建築物による文化・芸術施設：存続期間（1年）の延長

| 風営法上の各種営業の**営業地域**や**営業時間**の制限について、事業者、地域住民その他の関係者の意見に配慮するとともに、各地域におけるナイトタイムエコノミー進展に向けた官民の取組等の情勢も踏まえて条例の内容を検討すべきであり、**国としてもこうした検討に対し、必要な情報提供や支援を行う事**

特定遊興飲食店営業（朝5時までの営業ライセンス）の営業所設置許容地域は、**条例で具体的に指定**されることになっている。

現時点での指定地域は相当程度の**大規模繁華街に限定**されているため、適法に営業できない店舗が出てしまっている状況。

とりわけ、**外国人にも人気**が高い**個性的な「小箱」**とよばれるクラブやDJバーは大規模繁華街から少し離れたエリアにあることが多く、その多くがエリアから外れてしまっている。

多様で個性的なクラブやDJバーの集積が**夜の観光資源**としても人気を集めており、条例による適正なエリア指定が望まれる。

安心、安全の確保

防犯カメラの設置や、民間交番等の活動拠点の設置を含めた防犯ボランティア活動の促進は、各店舗が所在する街における安心安全の確保のために有効な手段であることから、事業者、地域住民、警察、地方公共団体、防犯ボランティア団体等が相互に連携しながら、これらの取り組みを推進する事



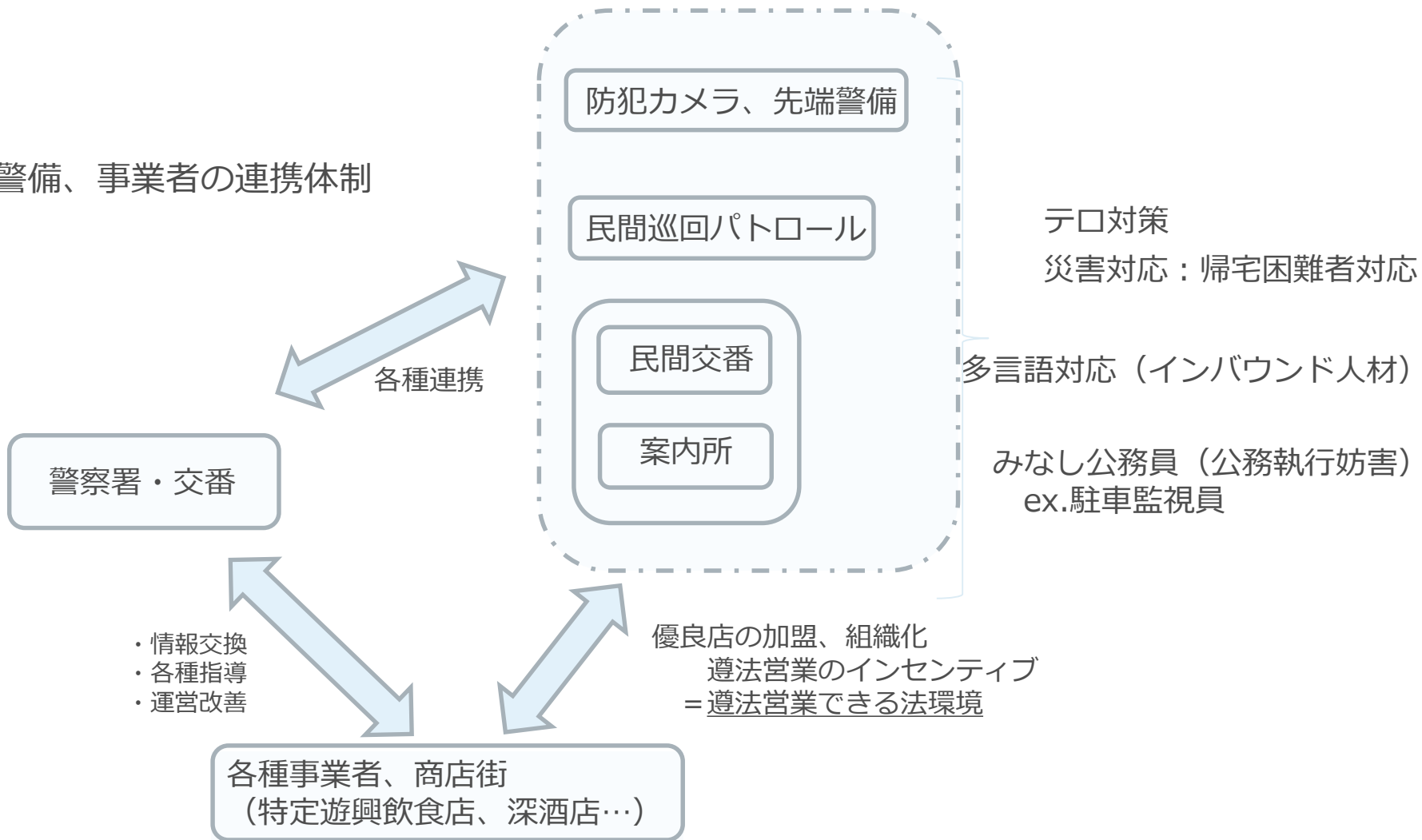
日本版パープルフラッグ

(安全性を制度的に担保できているエリアを認証)

オーバーツーリズム

日本版パープルフラッグ試案

警察、民間警備、事業者の連携体制



プロモーション

| 海外へのプロモーション

：情報発信の一元管理による多言語サイト・アプリの魅力向上

| 国内での周知

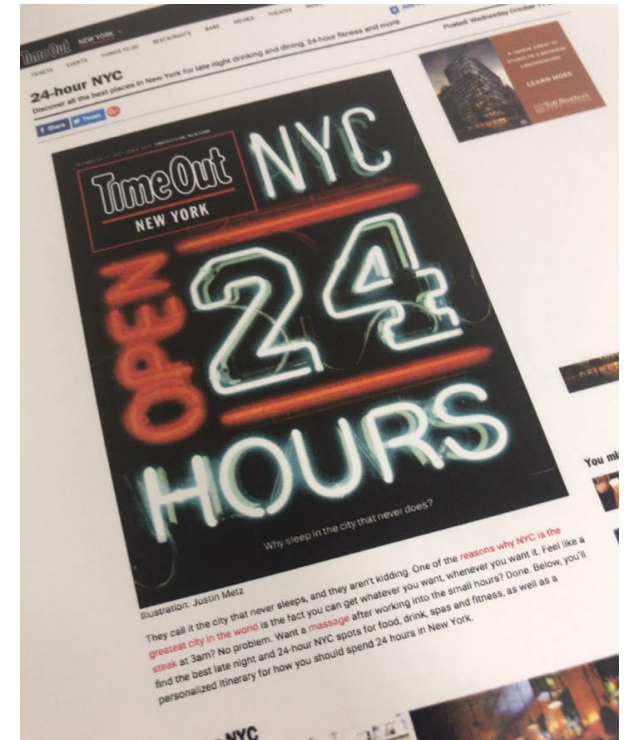
：ツーリストインフォメーションの整備

| 外国人向けチケットの仕組み

：旅前、旅中

推進の仕組み

- | 推進組織：一般社団法人「24 h Japan推進協議会」（仮称）の設立
 - | 自治体ごとの取り組み
（渋谷ナイトアンバサダー、神戸ナイトキャビネット、豊島区アフターザシアターなど）
+ 事業者団体 + 国をネットワークする仕組み
 - | 情報発信・チケットティングなどの事業展開も見据える
 - | 調査（国内・海外）の仕組み・体制
 - | 日本版パープルフラッグの仕組み
 - | ナイトメイヤー制度のガイドライン
-
- | 国際観光旅客税の導入：観光促進の政策推進に必要



推進の時間軸

- | 2020年：全国の主要都市で運用
（オリンピックパラリンピック）
- | 2019年：国際観光旅客税による本格始動
（ラグビーワールドカップ）
- | 2018年：24 hour Japan推進協議会（仮称）設立
モデルエリアでの実証実験

| 夜間を含む娯楽・サービス費1兆円増 (訪日外国人1人当たり2.5万円の消費増、2020年)

- ・代替候補 (1) 夜間GDP : 5兆円
 ロンドン3.9兆円、東京の経済規模1.2倍、他都市の増分も加味
- ・代替候補 (2) 夜間文化GDP

(参考) 主要都市の経済規模、観光統計

- ・ロンドン : 夜間経済 £ 26.3 B (3.9兆円、粗付加価値ベース 2016年)
- ・ニューヨーク : ブロードウェイの経済効果 \$ 12.6 B
(1.4兆円、売上ベース 2015-16シーズン 観劇費用は \$ 2.7 B)
雇用8.7万人 (2012-13)
- ・訪日外国人消費額 (2016) :
一人当たり消費額15.6万円、娯楽サービス費4,700円、平均泊数10.1

インバウンド対応外国人材の就労促進について—国家戦略特区—

○法律改正事項

クールジャパン・インバウンドに係る外国人材について、区域会議において関係府省及び関係自治体が一体となって、

(i) 受け入れる外国人が行う活動について、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に該当するか
否か

(ii) 現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の**知識・技能等の水準**について、国内外の資格・試験や受賞歴等によって**代替**することができるか否かなどについて協議・検討を行ったうえで、必要に応じ上陸基準省令の特例の対象等とする枠組みを設ける。

Ex.接客スタッフ、日本食料理人、美容師、インストラクター、セキュリティ…

○政令改正事項

国家戦略特別区域法第16条の7

…海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準…）

（法第十六条の七第一項の政令で定める基準）

第二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。
- 二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。